

令和2年第11回五所川原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月9日（金） 午前10時
- 2 開催場所 五所川原市役所2階会議室2B、2C、2D
- 3 出席委員 11名
会長
委員
20番 斎藤 靖裕
2番 阿部 喜代志
3番 櫻井 良一
5番 相馬 孝雄
6番 柳原 真
7番 白戸 裕丈
8番 小野 列子
9番 土岐 敏教
11番 小山内 清人
12番 森 義博
18番 徳田 長弘
- 4 欠席委員 9名
会長職務代理者
委員
19番 長尾 信彦
1番 平山 洋志
4番 川浪 輝雄
10番 中川 満善
13番 佐野 一
14番 秋田谷 悟
15番 和島 勇人
16番 岩谷 博
17番 原田 繁福
- 5 次第
（1）開会
（2）会長挨拶
（3）議長選出
（4）議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議事

議案第58号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員
会の許可について

議案第59号

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用
許可に係る意見について

議案第60号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定に係る決定について

議案第61号

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及
び区域の指定について

報告第21号

農用地利用配分計画の認可について

報告第22号

農地法第18条第6項の規定による通知書の
受理について

6 その他

7 閉会

8 参 与

農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 田附 浩司

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

支所長 小寺 昭直

(開会時刻 午前 10 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年第 11 回
総会を開会いたします。
はじめに、齋藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3「議長選出」ですが、五所川原市農業委員
会総会規則第 5 条により「会長は、会議の議長となり議事
を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお
願いします。
齋藤会長、よろしく申し上げます。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席
委員数は 11 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。

議事録署名者には、2番 阿部委員、18番 徳田委員のご兩名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年10月7日午前9時30分から平山洋志委員、桑田孝子推進委員で五所川原地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

次に、令和2年10月7日午前10時から相馬委員、長利推進委員で市浦地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長

ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第58号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第58号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転1件、無償所有権移転3件です。

2 ページをご覧ください。

1 番 大字稲実字開野、田 1 筆、1, 685 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 1, 685, 000 円の有償移転です。

2 番 大字藻川字間手川ほか、田 17 筆、合計 30, 209 m²、

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

親から子への贈与による無償移転です。

3 番 大字長富字鎧石ほか、田 30 筆、畑 5 筆、合計 43,

641.44 m²、

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

親から子への贈与による無償移転です。

4 番 金木町川倉林下、田 1 筆、131 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せずすべて許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 58 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議長　　ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

　　続きまして、議案第59号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

　　参与より説明をお願いします。

参与　　8ページをご覧ください。

　　議案第59号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

　　農地法施行令第10条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

　　申請件数は、所有権移転1件、賃借権設定1件です。

　　9ページをご覧ください。

1番　大字広田字榊森、畑2筆、合計316㎡

　　譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

　　転用理由は駐車場の設置です。

　　申請地は、五所川原市役所から南東へ約3.3kmに位置し、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域でその規模が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。

　　申請人は、建築資材販売工事業を営んでおり、現在の駐車スペースは手狭であり、ショールーム、仕入納入業者、工事関係者等の駐車場を確保するため誘客やサービスの向上を図るために希望の土地を探したところ事務所の近接地であり防犯面でも都合がよく今回の申請に至った。

　　周囲は宅地であり、農地は存在しない。申請地との間は段差がなく整地し土砂の流出の影響はない。雨水は自

然浸透させ、土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断される。

資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 十三土佐、田 4 筆、合計 5, 8 7 2 m²のうち 1, 9 3 6 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は風力観測塔の一時転用です。

申請地は、市浦総合支所から南東へ約 4. 2 k m に位置し、良好な営農条件を備えている農地でその規模が 1 0 h a 以上であるため第 1 種農地と判断されます。

申請人は、西津軽地域における洋上風力発電を計画し、可能性調査に必要な風データを取得するため計画地域に面した海岸線沿いの場所であるため今回の申請に至った。

土地利用計画、農地復元計画については、添付書類により妥当と判断され、風況観測塔は細長い線状の工作物であり、給排水設備はなく、日照、通風の影響はほとんどない。

資力・信用についても問題なく、営農に悪影響がないものと判断し、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、1 0、1 1 ページをご覧ください。

議 長 議案第 5 9 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

1 2 番 森委員 1 0 ページの 1 番の申請地の位置が違うのではないかと。

参 与 ご指摘のとおり、申請地の位置が違っておりました。

正しくは、記載されている位置より約3cm南側になります。

議長 ほかにご質問はありませんか。

委員 (なし)

議長 ほかに、ご質問がないようですので議案第59号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第59号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 12ページをご覧ください。

議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定21件、所有権移転2件であります。

13ページ、番号1番から22ページ21番までの利用権設定21件については皆様のお手元にお配りしております農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

23 ページ番号1 番から24 ページ番号2 番までの所有権移転2 件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおり農林業支援センター」（農地中間管理事業）によるものです。

議長 議案第60号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分間とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは、時間となりましたので審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第61号について原案のとおり決定いたします。

以上、議案第58号から議案第61号まですべての審議が終了いたしました。

報告第21号、第22号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午前10時25分)

以上、会議の顛末を記録し、事実と相違ないことを証するため署名する。

(齋藤 靖裕)

会 長

(阿部 喜代志)

2 番 委 員

(徳田 長弘)

1 8 番 委 員
